

藤枝市自家用有償旅客運送支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において地域住民の団体又は地域の法人が主体となって社会貢献活動として行う道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号の自家用有償旅客運送に対する支援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内自家用有償旅客運送者 市内において社会貢献活動として道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送を行う団体又は法人
- (2) 市内自家用有償旅客運送実施希望者 市内において社会貢献活動として法第78条第2号の自家用有償旅客運送を行おうとする団体又は法人
- (3) 自家用有償旅客運送事業費補助金 市内自家用有償旅客運送実施希望者又は市内自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送を実施するために行う活動に係る経費に対して市が交付する補助金
- (4) 法人連携型事業 地域の法人が住民団体と連携して行い、又は地域の法人が地域の住民団体が主体となる市内自家用有償旅客運送者に運転者又は自動車を提供して行う自家用有償旅客運送
- (5) 運転ボランティア型事業 地域の住民団体が市内自家用有償旅客運送者となって運転ボランティアを運転者として実施する自家用有償旅客運送

(自家用有償旅客運送への支援)

第3条 自家用有償旅客運送への支援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内自家用有償旅客運送実施希望者及び市内自家用有償旅客運送者に対する自家用有償旅客運送の実施に当たっての助言、相談対応その他の必要な支援
- (2) 市内自家用有償旅客運送実施希望者が行う法第79条の2第1項に基づく自家用有償旅客運送の登録の申請に係る書類作成の補助その他の必要な支援
- (3) 市内自家用有償旅客運送者の法第79条の6第1項の規定に基づく登録の有効期間の更新、法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録、同条第3項の規定に基づく届出、法第79条の10に基づく事故の報告、法第79条の11の規定に基づく業務の廃止の届出その他の必要な手続に係る助言、書類作成の補助その他の必要な支援

(4) 自家用有償旅客運送事業費補助金の交付及びその申請手続に係る助言、相談
対応その他の必要な支援

(5) 藤枝市手数料徴収条例（平成 12 年藤枝市条例第 3 号）別表第 10 の表(26)の
項及び(27)の項に規定する手数料に係る同表第 3 項の規定に基づく免除

2 支援事業の担当職員は、前項の支援を行うに当たっては親切丁寧に行う
ことを旨としなければならない。

（市内自家用有償旅客運送者台帳の作成）

第 4 条 前条第 1 項第 3 号の支援を行うに当たっては、市内自家用有償旅客運送者
台帳（第 1 号様式）を作成して市内自家用有償旅客運送者に係る法に基づく必要
な手続の把握に努めるものとする。

（補助金の対象経費及び上限額等）

第 5 条 自家用有償旅客運送事業費補助金（以下「補助金」という。）の対象経費は、
法第 7 9 条の 2 第 1 項に基づく自家用有償旅客運送の登録の申請その他の手続
に要する経費、自家用有償旅客運送の運転者（以下「運転者」という。）、自家用
有償旅客運送の利用の調整を行う者（以下「コーディネーター」という。）その他
自家用有償運送に係る業務に従事する者への謝礼又は賃金、運転者が受講する道
路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 5 1 条の 1 6 第 1 項第 1 号の
講習の受講に係る経費、自家用有償旅客運送に使用する自動車の燃料に係る経費、
コーディネーターが使用する電話の使用に係る経費その他の通信運搬費、自家用
有償旅客運送の実施に当たって必要な備品及び消耗品の購入経費、保険料その
他これらに類する経費とする。

2 1 事業における補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限に
交付する。

(1) 補助に係る申請を行った日以降で自家用有償旅客運送に係る事業（以下「補
助事業」という。）を開始する日から当該事業を開始する日の属する年度の末日
まで（以下「補助事業期間」という。）における補助事業に要した経費（前項の
経費に限る。）の総額から補助事業の実施に伴う運送の対価、寄付金その他の収
入額（自家用有償旅客運送事業費補助金を除く。）を差し引いた額

(2) 200 千円

3 第 1 項に規定する運転者の謝礼若しくは賃金又はコーディネーターへの謝礼若
しくは賃金の 1 時間当たりの補助の単価の上限額は、1, 100 円に 100 分の
120 及び 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、法人連携型事業及び運転ボランティア型事業の種別ごとに藤枝市自家用有償旅客運送事業費補助金交付申請書(第2号様式)に事業計画・収支予算書(第3号様式)及び市長が指定する書類を添えて提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の増額又は20パーセント以上の額の減額(補助金の増額又は20パーセント以上の額の減額が伴うものに限る。)をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (5) 法に基づく自家用有償旅客運送を実施するための要件を満たすための市長の助言又は指導に従うこと。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、変更承認申請書(第4号様式)に変更事業計画・変更収支予算書(第3号様式)及び市長が指定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日(第7条第2号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書・収支決算書（第3号様式）
- (2) 月別実施状況報告書（第6号様式）
- (3) 支出に係る証拠書類の写し
- (4) 市長が指定する書類

（請求の手続）

第10条 補助事業者は、補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第7号様式）を提出しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条に係る改正については令和5年4月3日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

市内自家用有償旅客運送者台帳

市内自家用 有償旅客 運送者	名 称			
	住 所			
	代 表 者 氏 名			
登 録 年 月 日		登 録 番 号		
更 新 履 歴				
自家用有償旅客運送の 種 別				
事 業 の 種 別				
路 線 又 は 運 送 の 区 域	起点～主たる経過地～終点（距離）			
路 線	区域・指定施設			
運 送 の 区 域				
事 務 所	名 称	位 置		
自家用有償旅客運送 自 動 車 台 数	バス	普通自動車	軽自動車	計
運送しようとする旅客の 範 囲				
路 線 又 は 運 送 の 区 域 ご と の 対 価 の 額				
協 力 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所				

第 2 号様式（第 6 条関係）

藤枝市自家用有償旅客運送事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

藤枝市長 宛

事業者
所在地
代表者 肩書き
氏 名

年度において自家用有償旅客運送を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

第3号様式（第6条・第8条・第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）・

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

自家用有償旅客運送の種別： 交通空白地有償運送 ・ 福祉有償運送

事業の種別： 法人連携型事業 ・ 運転ボランティア型事業

事業内容	実施年月日	回数・頻度、行き先、用途、参加者数

2 収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

(1) 収入の部

（単位：円）

項目	金額	内訳
合計		

(2) 支出の部

項目	金額	算定式
合計		

(注)

変更事業計画書又は変更収支予算書の場合は、変更内容の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載し、事業実績書又は収支決算書の場合は、計画段階の内容を上段に括弧書きし、実績の内容を下段に記載すること。

第4号様式（第8条関係）

藤枝市自家用有償旅客運送事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

藤枝市長 宛

事業者
所在地
代表者 肩書き
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた自家用有償旅客運送の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容 別添 変更事業計画書のとおり

3 補助金所要額

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 前回までの交付決定金額 | 円 |
| (2) 今回変更承認申請額 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

第 5 号様式（第 9 条関係）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

藤枝市長 宛

事業者
所在地
代表者 肩書き
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた自家用有償旅客運送が完了したので、関係書類を添えて報告します。

第 6 号様式（第 9 条関係）

月別実施状況報告書

事業者 _____

(_____ 年 _____ 月分)

1 車両台数 _____ 台

寝台車	車いす者	兼用車	回転シート車	セダン等	バス
台	台	台	台	台	台

2 運行実績

No.	日・時間	曜日	行き先	利用者 (人)	障害種別 (福祉有償のみ)	運送距離 (km)	運賃収入 (円)
	日 : ~ :				身障 人 精神 人 知的 人 要介護 人 要支援 人 事業対象者 人 その他 人		
	日 : ~ :				身障 人 精神 人 知的 人 要介護 人 要支援 人 事業対象者 人 その他 人		
	日 : ~ :				身障 人 精神 人 知的 人 要介護 人 要支援 人 事業対象者 人 その他 人		
	日 : ~ :				身障 人 精神 人 知的 人 要介護 人 要支援 人 事業対象者 人 その他 人		
合計	/	/	/	-	身障 人 精神 人 知的 人 要介護 人 要支援 人 事業対象者 人 その他 人		

(注) 1行につき1日分記載すること。適宜行を増やすこと。

3 事故件数

	件数
交通事故件数	件
重大事故件数 ※自動車事故報告規則（昭和26年運輸省 令第104号）第2条の事故をいう。	件
死者数	人
負傷者数	人

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた自家
用有償旅客運送の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

名 称

住 所

代表者

氏 名

印

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

口座名義